

生活保護受給者に係る民間住宅の家賃等の代理納付について【京都市】

京都市では、平成27年4月から民間住宅にお住まいで生活保護を受けている方について、本人からの申出（同意）に基づき、生活保護費から家賃等を福祉事務所が家主等へ直接納める「代理納付」が制度化されました。

また、平成28年8月からは、共益費についても代理納付が可能となりました。

今般、家賃滞納があり、福祉事務所から納入指導が行われても、なお、滞納状況が改善されない場合等には、生活保護を受けている方からの申出がなくても、職権により代理納付を行う場合もあり得ることとなりましたので、お知らせいたします。

制度適用の判断は、福祉事務所が行うこととなりますので、ご理解をお願い致します。

また、その場合であっても家主様等の承諾書は、これまでどおり必要となります。

制度の概要につきましては、次のページをご確認いただくとともに、詳細につきましては、下記にお問合せください。

○ 京都市保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課

電話：075-251-1175

会員の皆様へ

京都市では、生活保護法に基づく代理納付について、平成29年4月より、家賃滞納状況が改善されない場合等には、職権による代理納付も可能となりました。

(公社)京都府宅地建物取引業協会

京都市では、平成27年4月から民間住宅にお住まいで生活保護を受けている方について、本人からの申出に基づき、生活保護法に基づく住宅扶助費について、平成28年8月からは、共益費についても、代理納付を行うことが可能となっております。

この制度は、原則、生活保護を受けている方からの申出に基づき、代理納付の適用が検討されますが、家賃滞納があり、福祉事務所の納付指導を受けても、滞納状況が改善されない場合等においては、申出の有無に関わらず、福祉事務所長が必要と判断した場合には、職権により代理納付が行われる場合があります。

代理納付対象費目

○ 家賃、共益費、契約更新料(火災保険料)、敷金等

- ※1 支給については要件があります。
- ※2 生活保護を受けている方からの相談・申請に基づき、福祉事務所長が代理納付の対象費目として認めた場合に代理支給の決定が行われます。
- ※3 共益費は住宅扶助費と同時に支払う必要があるものであるため、共益費のみの代理納付は行われません。
- ※4 加えて、既に家賃等の代理納付の適用を受けている方が、共益費についても代理納付を申請される場合、別途改めて家主等の承諾書が必要となります。

注意事項(抜粋)

- 代理納付の適用の可否は、賃借人(生活保護を受けている方)の同意等に基づき、福祉事務所長が判断します。
- 代理納付適用において知りえた情報は、同制度の目的以外に使用しないでください。
- 代理納付する金額は、過去の未納分に充当できません。
- 家賃に共益費等が含まれている場合、家賃相当分の金額(共益費等を除く金額)を書面で明示してください。(明示できない場合、この制度は適用できません。)
- 代理納付された住宅扶助費及び共益費が賃貸借契約上の賃借料に満たない場合は、差額分を賃借人から直接受領してください。
- 代理納付の実施日(振込日)が賃貸借契約に定める納付期日を超過する場合であっても、賃借人に不利益な取扱いを行わないでください。
- 代理納付の決定後、収入の増加等の理由により保護の変更、停止、廃止となった場合には、生活保護費の返納をいただく必要があります。

本紙は、京都市の資料より抜粋した概要のみお知らせしています。
制度の詳細につきましては、下記にお問合せください。

京都市保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課
電話：075-251-1175